

# 物品売却仕様書

業務名： 令和8年度 富谷市立小中学校タブレット端末売却・処分業務(単価契約) 履行期間： 契約締結日の翌日 から令和 9年 3月31日まで 施行場所： 富谷市 地内					
項番	業務名称	概要	想定総台数(台)	単価 (円)	備 考
1	令和8年度 富谷市立小中学校タブレット端末売却・処分業務(単価契約)	GIGAスクール端末 iPad 第7世代 32GB	4,400		(A):入札書記載額
	以下余白				
税 抜 総 額 (A) × 4,400台					(B)
税 抜 総 額 (B) × 1.1					

富 谷 市

## 令和8年度 富谷市立小中学校タブレット端末売却・処分業務（単価契約）仕様書

### 1. 目的

GIGA スクール構想の下で整備された端末（以下、「GIGA スクール端末」という。）には、使用していた児童・生徒個人に紐づくデータが保存されていることから、適切な処分を行う必要性が極めて高い。また、国内で金属資源の枯渇リスクが顕在化する中、レアメタル等の有用な金属が多く含まれている使用済となったタブレット端末等を、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号。以下、「小型家電リサイクル法」という。）」に基づいて、適正に処分することが求められている。

こうした背景から、文部科学省・経済産業省・環境省は使用済み端末の適切な処分方法（令和5年10月26日付「GIGA スクール構想の下で整備された1人1台端末等の適切な処分（再使用又は再資源化）等について」）を提示しており、本業務においては、この方針に沿って適切に処分を行う事を目的とする。

### 2. 受託条件

① 受託者（以下、「乙」という。）は、小型家電リサイクル法第10条第3項の認定（使用済小型電子機器等の収集を行う区域に、宮城県を含んでいるものに限る。）を受けていること。または資源の有効な促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下、「資源有効利用促進法」という。）に基づく製造事業者であること。

なお、小型家電リサイクル法認定事業者の場合には、再資源化事業計画の直接回収・再使用（リユース）の認定を受けていること。

② GIGA スクール端末が情報機器である性質を踏まえ、乙が3. 業務内容に定める小型家電リサイクル法の認定計画に基づくパソコン・タブレットの処分実績（令和7年度の処分実績が本件処分台数を上回ることを十分に有していること。なお、入札参加にあたり、前年度の処分実績を示す書類（法令に基づき提出している報告書）を提出すること。

### 3. 業務内容

① 甲はGIGA スクール端末の残存価値を踏まえ有償で売却を行う。

② 乙は、甲の小中学校で使用していたGIGA スクール端末等を回収し、小型家電リサイクル法、資源有効利用促進法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下、「廃棄物処理法」という。）の広域認定制度によるもの。）において認定を受けた乙の再資源化事業計画に従い、回収したGIGA スクール端末等を再使用・再資源化する。

③ 乙は、GIGA スクール端末に含まれるデータの消去を、「9. 処分方法に定める方法」で確実に実行し、端末毎にデータ消去完了証明書を発行する。データ消去作業の再

委託は行わないこと。

#### 4. 履行期間

契約の日の翌日から令和9年3月31日まで

#### 5. 引渡し時期

契約締結日以降から令和8年7月31日まで

詳細は、受託者との協議とする。

#### 6. 引渡し対象品および要件

##### ① GIGA スクール端末 iPad 第7世代 32GB 想定総台数 約4,400台

(ア) 再使用が困難な故障品・破損品（例：液晶割れ・ボタン不良・カメラ不良・充電不良等）・水没品・汚損品（例：マジックで本体に落書き）は売払対象外とする。なお、想定台数は総量の5%以内である。

(イ) サードパーティ部品により修繕を行った端末が含まれるが、(ア)に記載するような再使用が困難である場合を除き、正規品と同様に売払対象とすること。

(ウ) 甲の責において、端末管理・セキュリティ等に関連したアクティベーションロック・MDM・Apple School Manager等は全て解除した状態で、乙に引き渡す。

##### ② 附属品（充電器・充電ケーブル・キーボード付きケース・キーボード無のケース）

(ア) キーボード付きケースは、タブレット端末本体に取り付いた状態でも回収を行うこと。

(イ) 各附属品について、回収するGIGAスクール端末台数より多い個数についても回収・処分すること。その際の処分費は乙が負担するものとする。

#### 7. 予定数量・引渡し場所等

別紙1に記載の内容による。

#### 8. 引渡しの方法

甲および乙は、対象品を引渡す日時・場所・品目・数量等について、契約締結後に協議を実施する。乙は内容に基づき、引渡しに必要な車輛・GIGA 端末専用の梱包材等を学校ごとに手配する。

梱包材の組み立て方法や回収する際に必要な情報が参照できるマニュアルを作成し、事前に教育委員会及び各学校の担当者に共有する。

## 9. 処分方法

乙は、引渡しを受けた対象品について、下記を満たす方法により処分を実施すること。

- ① 「小型家電リサイクル法」を遵守し、乙が関係省庁に提出した認定計画等に準拠した方法で処分（再使用・再資源化）を実施する。
- ② GIGA スクール端末が情報機器である性質を踏まえ、盗難や情報漏洩等が発生しないように、作業場所全体を監視可能な複数の防犯カメラの設置、作業者の不正防止策（記憶媒体等の持ち込み・持ち出し等を防止する方法、入退室のログ管理・保存、専用制服の着用等）の実施、異常を検知する警備システムの導入等、万全なセキュリティの確保・不正防止に必要な処置を講ずること。
- ③ 処分（再使用・再資源化）にあたっては、甲が定める教育情報セキュリティポリシーに基づいたデータ消去を行うこと。具体的な方法として、作業ログの取得が可能な専用ソフトを用いた上書き消去方式・ブロック消去方式・暗号化消去方式等で確実に消去を行うこと。故障等により専用ソフトを利用した消去が不可能な端末は、データの復元が不可能といわれる状態まで記憶媒体を物理的に破壊（SSD・eMMCを使用している端末は2mmを目安に粉碎処理すること等）を行う等、当該データの重要性分類に応じた適切な消去方法を用いること。なお、HDD用のデータ消去方法ではデータが残存している可能性があるため、データ消去方法としては不適切である。
- ④ データ消去方法・作業場所および作業を行う事業者を、事前に甲へ報告すること。
- ⑤ データ消去完了後は、端末毎の個体番号・消去方法・消去完了日時等が記載されたデータ消去完了証明書を発行し、甲が端末毎にデータ消去作業の完了を確認できるようにすること。また、データ消去完了証明書に記載された内容を5年間保管し、甲の求めに応じて開示できるように保存しておくこと。
- ⑥ GIGA スクール端末を再使用する場合は、甲が所有していたことが明らかなシール等は全て削除すること。

## 10. 業務完了の確認

乙より提出を受けたデータ消去完了証明書で、各端末のデータ消去作業が完了した事を確認し、さらに引渡し品が再資源化された報告をもって履行されたものとみなす。

## 11. 協議事項

甲との連絡を密にして業務に当たること。一連の各対応については、仕様を満たしているか、作業実施前に甲と確認を行うこと。なお、本仕様書に定めのない事項については、甲と協議しその指示に従うこと。

## 12. 支払方法

- ① 本契約は「6. 引渡し対象品および要件」の端末本体1台当たりの単価契約とし、本

業務の履行期間の末日までに数量および金額を、甲と乙との協議の上で確定し、乙は契約単価に確定数量を乗じて得た金額を甲へ納入すること。

- ② 代金の納入は、甲が発行する納入通知書により、決められた期限までに納入すること。
- ③ 代金納入後に甲と乙の協議の結果、数量が増加した場合は、乙は増分について①に基づき計上した金額を②に基づき納入すること。数量が減少した場合は、甲は①に基づき計上した金額を、乙の指定口座に令和9年3月31日までに支払うものとする。

### 13. 留意事項

#### ① 損害賠償

委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、甲の責に帰すべきものを除き、全て乙の責任において処理すること。

#### ② その他

(ア) 乙は、契約時に受託条件に合致していることを証明する書類を提出すること。

(イ) 本業務では、個人情報を含む機器を取り扱う可能性があるため、乙は、業務の従事者に対し個人情報保護に関する研修を十分に行い、引渡した端末に含まれる個人情報の保護に努めること。

(ウ) 予定数量は変動する可能性がある。最終台数は甲乙協議の上で最終確定するものとする。

(エ) 乙は本業務が困難となる事由が生じた場合は、業務を一時停止し、直ちに甲へ当該事由の内容及び甲が受ける影響が最小限となる措置を講じる旨を、速やかに書面をもって通知すること。

(オ) 乙の受託作業開始後であっても、仕様を満たせないことが判明した場合、甲は契約を解除する事ができる。その場合の補償等は一切行わない。

(別紙1) 予定数量・引渡し場所

No.	名称	住所	電話番号	引渡し端末予定数量
1	富谷小学校	富谷市狸屋敷85番地	022-358-2089	388台
2	富ヶ丘小学校	富谷市富ヶ丘一丁目17番37号	022-358-3814	379台
3	あけの平小学校	富谷市あけの平二丁目18番地1	022-358-7444	253台
4	日吉台小学校	富谷市日吉台一丁目13番地1	022-358-1486	389台
5	成田東小学校	富谷市成田六丁目36番地1	022-351-7631	568台
6	成田小学校	富谷市成田三丁目1番地1	022-351-7567	149台
7	明石台小学校	富谷市明石台五丁目15番地1	022-772-5307	238台
8	富谷中学校	富谷市穀田土間沢一番9番地	022-358-2042	259台
9	富谷第二中学校	富谷市あけの平三丁目86番地	022-358-3291	468台
10	東向陽台中学校	富谷市明石台一丁目14番地	022-373-8777	504台
11	日吉台中学校	富谷市日吉台三丁目19番地2	022-358-1629	398台
12	成田中学校	富谷市成田三丁目34番地1	022-348-3353	407台
計				4,400台

なお、予定数量と回収後の数量が異なる場合は、乙の拠点で確認できた実数を正として扱うものとする。また、附属品は上記と同数とは限らない。